

## 地区計画の区域内における行為の届出等の手続きについて

### 1) 地区計画の区域内における行為の届出書

※ 申請者 → 与那原町 (提出部数：2部(正・副))

※ 工事着手30日前迄(都市計画法第58条の2第1項)

※ 添付書類及び図面等 (図面はA3サイズ)

#### ● 添付書類一覧

- ① 委任状
- ② 同意書
- ③ 誓約書(高さ10m以上の建築物の場合)
- ④ 位置図
- ⑤ 敷地配置図
- ⑥ 敷地縦横断図(垣・柵の高さがわかるように記載すること)
- ⑦ 求積図
- ⑧ 建物平面図(地区計画後退ラインを点線等で示すこと)
- ⑨ 建物立面図
- ⑩ 外構図(緑地計算式を記載すること)
- ⑪ 排水計画図(大見武地区の場合、雨水浸透施設についても記載すること)
- ⑫ 外壁の色彩がわかる図面(立面図と兼用可)
- ⑬ 現況写真
- ⑭ その他与那原町が必要とする書類及び図面等(理由書等)

### 2) 地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

※ 与那原町 → 申請者

### 3) 建築確認申請書(建築基準法第6条第1項)

※ 申請者 → 南部土木事務所又は民間の建築確認会社等

※ 適合通知書(写し)を添付して提出

### 4) 建築確認済証(建築基準法第6条第4項)

※ 建築主事 → 申請者

### 5) 地区計画の区域内における行為の着手届

※ 申請者 → 与那原町